

市内介護サービス事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

緊急事態宣言の解除に伴う介護サービス事業所等における対応について(通知)

日頃より本市の高齢者保健福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続にご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、5月25日に神奈川県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、介護サービス事業所等におかれましては、次のとおり、ご対応くださいますようお願いいたします。

1 事業の継続及び感染防止対策について

さらなる感染拡大防止の観点から、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)に基づき、引き続き適切な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、本市発出の「感染疑い発生時対応フロー(介護事業所等)」に基づき、適切に対応してください。

2 人員基準等の臨時的取扱い等について

厚生労働省通知等の内容に基づき実施してきた人員基準等の臨時的取扱いや報酬算定要件の緩和等につきましては、通所サービス事業所における訪問サービスや電話による安否確認等の代替サービスの取扱いを含め、当面の間、継続します。

3 その他

今後、国から示される通知や方針の変更等を踏まえ、本取扱いについて変更する場合には、改めてお知らせいたします。

以 上

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課指導班

電 話042-769-9226